

介護保険事業費の見込み及び保険料について

1 介護保険給付費等の見込み

第7期(平成30年度(2018年度)～令和2年度(2020年度))の法定給付費の実績、第8期(令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度))、令和7年度(2025年度)及び令和22年度(2040年度)の見込みは下表のとおりです。

【平成30年度～令和2年度の法定給付費の実績】 (単位：千円)

区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	合 計
介護給付費	19,734,006	20,181,361	19,289,389	59,204,756
地域支援事業費	1,578,788	1,600,310	1,483,563	4,662,661
その他経費	22,198	22,874	23,158	68,230
合 計	21,334,992	21,804,545	20,796,110	63,935,647

※令和2年度(2020年度)の数値は推計値を含む

【令和3年度～5年度、令和7年度及び令和22年度の法定給付費の見込み】

(1) 第8期(令和3年度～5年度) (単位：千円)

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合 計
介護給付費	20,944,657	21,298,448	21,686,934	63,930,039
地域支援事業費	1,410,630	1,427,946	1,449,571	4,288,147
その他経費	22,068	22,184	22,425	66,677
合 計	22,377,355	22,748,578	23,158,930	68,284,863

(2) 令和7年度及び令和22年度 (単位：千円)

区 分	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付費	22,221,470	27,418,422
地域支援事業費	1,473,565	1,669,149
その他経費	23,055	28,548
合 計	23,718,090	29,116,119

注) 介護給付費は、利用者負担額を除いた額で、特定施設入所者生活介護サービス費、高額介護サービス費等を含みます。

注) 介護報酬の改定分は全体の改定率をもとに計算しています。

注) その他経費は、審査支払い手数料です。

また、中野区独自で実施する特別給付事業に要する費用の第7期（平成30年度（2018年度）～令和2年度（2020年度））の実績及び第8期（令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度））、令和7年度（2025年度）及び令和22年度（2040年度）の見込みは、下表のとおりです。

【平成30年度～令和2年度の特別給付費等の実績】（単位：千円）

区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	合 計
特別給付事業	702	1,318	2,043	4,063

※令和2年度(2020年度)の数値は推計値を含む

【令和3年度～5年度、令和7年度及び令和22年度の特別給付費等の見込み】

(1) 第8期（令和3年度～5年度）（単位：千円）

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合 計
特別給付事業	108,473	110,028	111,604	330,105

(2) 令和7年度及び令和22年度（単位：千円）

区 分	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
特別給付事業	115,074	141,099

2 介護保険財政

介護給付費用等の財源構成は、下表のようになります。

【介護給付費・介護予防事業等の財源構成】

区 分		法定給付費		地域支援事業		特別給付
		施設 給付費	その他 給付費	総合事業	総合事業 以外	
公 費	国庫負担金	15.0 %	20.0 %	20.0 %	38.5 %	—
	(国) 調整交付金	5.0 %	5.0 %	5.0 %	—	—
	都負担金	17.5 %	12.5 %	12.5 %	19.25%	—
	区負担金	12.5 %	12.5 %	12.5 %	19.25%	—
保 険 料	第1号保険料負担	23.0 %	23.0 %	23.0 %	23.0 %	100.0 %
	第2号保険料負担	27.0 %	27.0 %	27.0 %	—	—
合 計		100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %

注)

○調整交付金：第1号被保険者の所得状況及び75歳以上の後期高齢者割合について、区の見込みと全国平均との格差を調整するために交付されます。これらの割合が全国平均と同等であれば、交付割合は5%となります。

○その他給付費：介護給付費等（介護給付費＋審査支払手数料）から施設給付費を除いたもの

3 保険料基準額の設定方法

(1) 段階別介護保険料設定について(基準額の見直しと17段階の継続)

第7期事業計画期間の保険料設定にあたっては、所得の低い方の保険料額の上昇を抑えるため、一定以上の所得のある方については保険料段階区分を細分化したうえで料率を高く設定し、負担をお願いしてきました。

第8期事業計画期間においては、以下のような要因により第7期介護保険料と比べて上昇が見込まれます。

- 1) 高齢化の進展や基盤整備によるサービス供給増の影響
- 2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出自粛に努めたり、介護サービスの利用控えを行ったこと等による心身の機能低下を原因とした、要介護状態区分の悪化や介護サービスのニーズの増大

そのため、第8期介護保険料の算定にあたっては、下記2点を基本に次表のような段階及び料率を設定しました。

- 1) これまでの多段階設定の考え方を継続し、基準額の上昇を抑える
- 2) 一定以上の所得の方には引き続き高い料率での負担をお願いする

(2) 介護給付費準備基金の活用

介護保険料の収入が給付費に充当すべき保険料相当分を上回っている場合、その差額は介護給付費準備基金に積み立て、次期以降の保険料負担の軽減等に活用されることとなっています。

中野区では、第8期介護保険料設定にあたり、準備基金の一部を取り崩すことにより保険料の上昇を抑え、第7期介護保険料と同額とします。

なお、介護給付費準備基金の取り崩し後の残金は、給付費の想定外の増大等に備え、留保します。

(3) 低所得者の負担を軽減する公費の活用

国は、平成27年(2015年)4月及び令和元年(2019年)10月の消費税率の引き上げが低所得者の家計への負担増になることを踏まえ、基準額よりも低い所得段階区分(第1段階～第3段階)の保険料負担を軽減するための補助金を段階的に交付しています。

区では、この補助金を最大限活用することにより介護保険料の負担軽減を図っており、第8期事業計画期間も継続して軽減を図ります。

【第1～3段階における保険料料率の軽減の推移】

時期	第1段階	第2段階	第3段階
平成27年(2015年)4月～	0.5→0.45 (△0.05)	0.6	0.7
平成30年(2018年)4月～ 【第7期計画策定当初】	0.45	0.6	0.7
令和元年(2019年)4月～	0.45→0.375 (△0.075)	0.6→0.475 (△0.125)	0.7→0.675 (△0.025)
令和2年(2020年)4月～	0.375→0.3 (△0.075)	0.475→0.35 (△0.125)	0.675→0.65 (△0.025)
軽減前と軽減後の比較	0.5→0.3 (△0.2)	0.6→0.35 (△0.25)	0.7→0.65 (△0.05)

(1) から (3) により、第 8 期事業計画期間中の介護保険料所得段階の区分と料率は以下のとおりとします。

【第 8 期事業計画期間中の介護保険料所得段階】

	区 分	料率
第 1 段階	本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が特別区民税非課税。	0.30
	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円以下。	
第 2 段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下。	0.35
第 3 段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が 120 万円を超えている。	0.65
第 4 段階	本人が特別区民税非課税で他の世帯員が特別区民税課税。本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下。	0.85
第 5 段階	本人が特別区民税非課税で他の世帯員が特別区民税課税。本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超えている。	1.00
第 6 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満。	1.10
第 7 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 150 万円未満。	1.20
第 8 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 150 万円以上 200 万円未満。	1.35
第 9 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 350 万円未満。	1.50
第 10 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 350 万円以上 500 万円未満。	1.70
第 11 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満。	2.00
第 12 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 700 万円以上 1000 万円未満。	2.30
第 13 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 1000 万円以上 1500 万円未満。	2.60
第 14 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 1500 万円以上 2000 万円未満。	3.00
第 15 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 2000 万円以上 2500 万円未満。	3.50
第 16 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 2500 万円以上 3000 万円未満。	3.60
第 17 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 3000 万円以上	3.80

4 保険料基準額

令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の第8期事業計画期間の保険料基準額は次のとおりとします。

【準備基金投入前】

保険料基準額 (年額)	保険料基準額 (月額)
70,744円	5,895円

【準備基金投入後】

保険料基準額 (年額)	保険料基準額 (月額)
68,710円	5,726円

※ 保険料基準額(月額)は年額を12で割り、1円未満四捨五入

また、令和7年度(2025年度)及び令和22年度(2040年度)の保険料基準額(準備基金投入後)の見込みは次のとおりです。

	令和7年度(2025年度)	令和22年度(2040年度)
保険料基準額(月額)	5,914円	7,723円

5 第8期事業計画期間中の介護保険料

① 段階別介護保険料

第8期事業計画期間中の保険料基準額に新しい料率を乗じた、令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の所得段階別保険料額は、下表のとおりです。

【所得段階別保険料額】

(単位：円)

区分	料率	保険料年額	(参考) 保険料月額
第1段階	0.30	20,600	1,716
第2段階	0.35	24,000	2,000
第3段階	0.65	44,600	3,716
第4段階	0.85	58,400	4,866
第5段階	1.00	68,700	5,725
第6段階	1.10	75,500	6,291
第7段階	1.20	82,400	6,866
第8段階	1.35	92,700	7,725
第9段階	1.50	103,000	8,583
第10段階	1.70	116,800	9,733
第11段階	2.00	137,400	11,450
第12段階	2.30	158,000	13,166
第13段階	2.60	178,600	14,883
第14段階	3.00	206,100	17,175
第15段階	3.50	240,400	20,033
第16段階	3.60	247,300	20,608
第17段階	3.80	261,000	21,750

注) 保険料額は、次の式で計算され、この額が各段階の被保険者に賦課されます。

保険料年額＝保険料基準額×料率（100円未満切捨て）
 注）保険料月額は、次の算式で計算される参考数値です。
 保険料月額＝保険料年額÷12月

第7期介護保険料額と第8期介護保険料額の比較は、下表のとおりです。

【保険料額の比較】

（第7期）※計画策定当初（平成30年）

保険料段階		料率	年額	月額
第1段階	生保受給	0.45	30,900	2,575
	80万以下			
第2段階	120万以下	0.60	41,200	3,433
第3段階	120万を超える	0.70	48,000	4,000
第4段階	80万以下	0.85	58,400	4,866
第5段階	80万を超える	1.00	68,700	5,725
第6段階	125万未満	1.10	75,500	6,291
第7段階	150万未満	1.20	82,400	6,866
第8段階	200万未満	1.35	92,700	7,725
第9段階	350万未満	1.50	103,000	8,583
第10段階	500万未満	1.70	116,800	9,733
第11段階	700万未満	2.00	137,400	11,450
第12段階	1000万未満	2.30	158,000	13,166
第13段階	1500万未満	2.60	178,600	14,883
第14段階	2000万未満	3.00	206,100	17,175
第15段階	2500万未満	3.50	240,400	20,033
第16段階	3000万未満	3.60	247,300	20,608
第17段階	3000万以上	3.80	261,000	21,750

（第8期）

保険料段階		料率	年額	月額
第1段階	生保受給	0.30	20,600	1,716
	80万以下			
第2段階	120万以下	0.35	24,000	2,000
第3段階	120万を超える	0.65	44,600	3,716
第4段階	80万以下	0.85	58,400	4,866
第5段階	80万を超える	1.00	68,700	5,725
第6段階	125万未満	1.10	75,500	6,291
第7段階	150万未満	1.20	82,400	6,866
第8段階	200万未満	1.35	92,700	7,725
第9段階	350万未満	1.50	103,000	8,583
第10段階	500万未満	1.70	116,800	9,733
第11段階	700万未満	2.00	137,400	11,450
第12段階	1000万未満	2.30	158,000	13,166
第13段階	1500万未満	2.60	178,600	14,883
第14段階	2000万未満	3.00	206,100	17,175
第15段階	2500万未満	3.50	240,400	20,033
第16段階	3000万未満	3.60	247,300	20,608
第17段階	3000万以上	3.80	261,000	21,750

② 低所得者に対する保険料の減額措置の継続

生活に困窮し、保険料の納付が困難な方（第1段階から第3段階の方で、世帯収入や資産等について一定の要件に該当する方）に対して、これまで個別減額制度を継続してきました。

第8期事業計画期間においても、この減額措置を引き続き実施することとします。